

感染症及び感染と感染症の ABC 全体まとめ

感染と感染性廃棄物の ABC 139 回 感染性廃棄物の排出事業者責任を中心に

keyword：感染性廃棄物 排出事業者責任 特別管理産業廃棄物管理責任者 廃棄物処理法 排出事業者責任自己評価チェック表

本シリーズも今回を持って最終回となります。排出事業者責任の全体まとめとして再度自己評価チェックを進めることが医療機関を守ることに繋がります。

第 136 回冒頭で触れたように廃棄物関係、特に感染性廃棄物の独学には難しい点が多々あります。感染性廃棄物に関わる方々も、医師、看護師を始め廃棄物発生現場の診療部門の方と管理・施設関係など事務部門の方と異なる分野の方々の内容になります。感染性廃棄物も感染性の部分と廃棄物の部分で全く内容が異なり 2 つに別れます。それぞれのご自分の担当分野についてより詳しく学ぶことが要求されますが、担当以外の分野についても基礎的な知識は必要になります。

まとめとして図 1 を用意し、全体を俯瞰して 4 分割し、その中で重要項目を上げる、さらにそれぞれの中で具体的な重要事項を見ていく形で示しました。

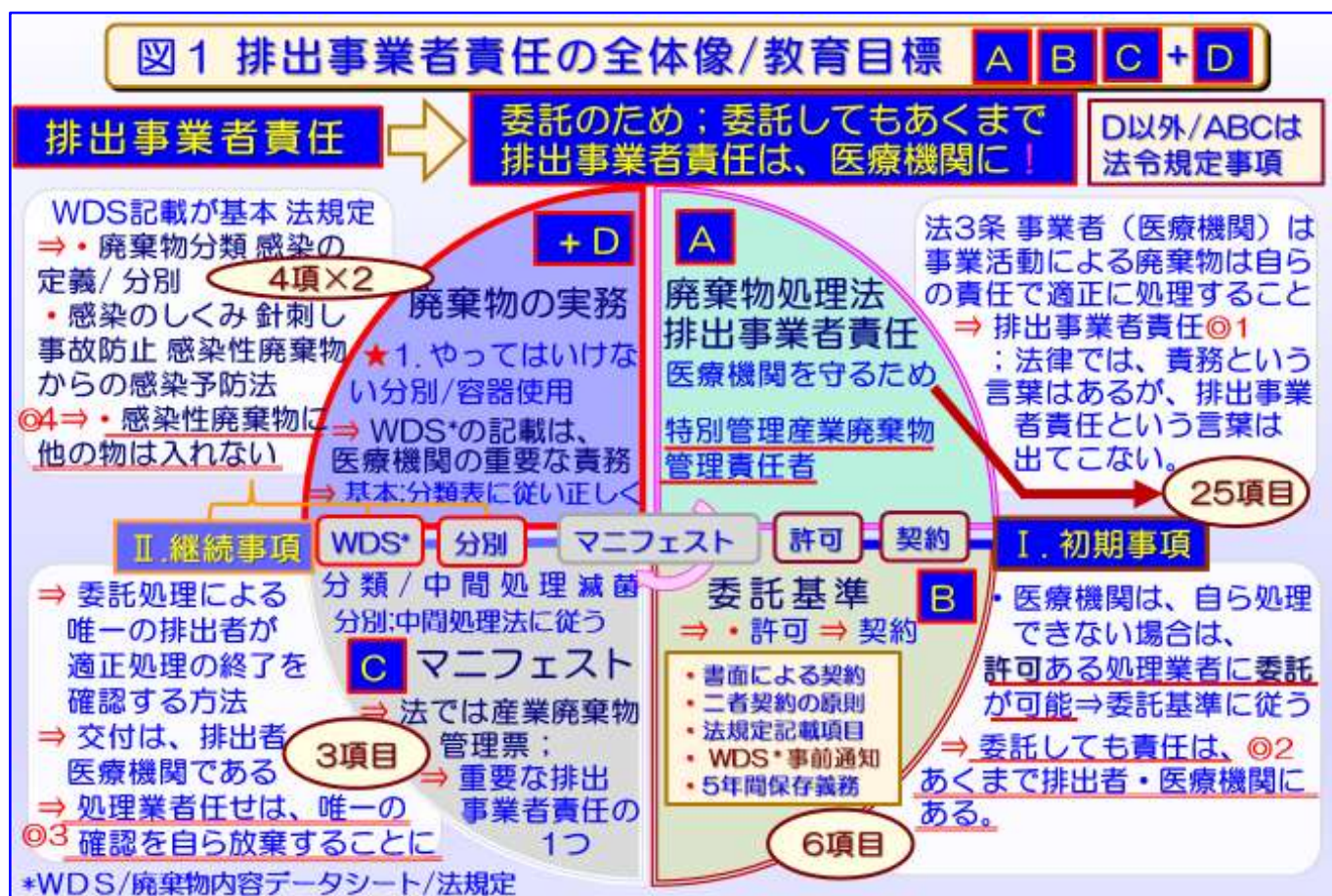


図 1 排出事業者責任の全体像／教育目標 A. B. C. +D.

この図 1 の見方は、廃棄物処理法全体は、A が該当します。事業者（医療機関等）は、事業活動による廃棄物は自らの責任で処理することとなっております。

これが『排出事業者責任』と呼ばれております。廃棄物処理も専門化されてきており、許可ある処理業者に委託することが可能になっております。ただし、委託はしても処理の責任は、あくまで排出者である医療機関にあります。

これら全て 25 項目を挙げたものが排出事業者責任自己評価チェック表です。

前提として処理に関しては、まず委託基準を規定し排出者はこれに従わなければなりません。これが表1 B.委託基準で6項目です。これらA. B. は処理の最初の段階で行う事項（円の右側）で、I. 初期事項と呼びます。



次のC. マニフェスト、+D. WDS 常時提供（法令記載事項）は契約を締結し処理が始まると、医療機関は診療を続けていく限り継続的に行う事項（円の左側）でII. 継続事項と呼びます。図では一見事務部門の項目が多いようですが、初期のみも多くA. 排出事業者責任〔25項目〕は全体を含みI IIがあります。B. 委託基準〔6項目〕、C. マニフェスト〔3項目〕は事務主体です。診療部門は、+D.（感染性を主とした）廃棄物の実務〔4×2項目〕のみです。D以外、ABCは、法令規定事項です。〔 〕内は、チェック表で解説します。

排出事業者責任は、法律条文のどこに明示されているか？

『排出事業者責任』は現行廃棄物処理法の基本的精神であり重要な事項です。しかし法律の条文にはその言葉は出てきておりませんし、また法律の下の施行令、施行規則にもありません。排出事業者である企業、医療機関の方々は、なぜ排出事業者側にばかり責任があるのか、処理業者と委託契約を結び、費用負担をしている依頼者側に全て責任が課せられるのかという疑問を呈されます。

これは廃棄物処理法の基本的理念に基づくもので、1970（S45）年代になり工業化の進展に伴い公害が大きな問題の時期、「公害国会」といわれた年に制定されたのが廃棄物処理法です。したがって公害の基本的考え方が適用されています。公害をまき散らした人、すなわち、汚染者が回復費用は負担するという「汚染者負担の原則」が基本です。廃棄物処理法も廃棄物を発生させた人が、自らこれを処分するものです。これが排出事業者責任といわれるものです。

後にOECD（経済協力開発機構）は、1972年に「汚染者支払原則」（polluter-pays principle；略称PPP）として各国へ広く伝えました。

発想転換の薦め 排出事業者責任は義務でなく、医療機関自身を守るため

何が排出事業者責任か、具体的にどのようなものか、廃棄物処理法のどこにどう書かれているのか、という質問を受けます。確かに廃棄物処理法には、排出事業者責任という言葉の明示はありません。具体的には法の委託基準を中心にその考え方が組込まれています。医療機関で廃棄物を担当の方の多くは、このやり方で違反にならないかの不安を常に抱えています。廃棄物業務はとかく他の仕事に追われ、不十分と思っても手が回らないのが実情です。これらの解決としては「法令の条文に出てこない排出事業者責任に関連した法令規定事項を全て挙げ、これを最低限であっても遂行しているかをチェックする。違反などから医療機関

自身を守るため、排出事業者責任の遂行を積極的に確認できる自己チェック表にする」という発想転換をしたものです。最下段 表1 の 25 項目の一覧表を用い

ます。法令規定事項には併せて罰則も添えました。

サイトはまもなく終了予定で、ぜひこれら一覧表のコピーを取っていただき、今後の業務の一助としていただけたなら幸いです。

これだけでは具体的な業務の内容に結びつかない項目もあり、このため A B C + D 毎に整理

表 ★ 発想転換の薦め 排出事業者責任は医療機関を守るため

◎ I II ◎ 排出事業者責任の遂行は、医療機関自身を守るためのもの

★ 医療機関自身を不法投棄や不適正処理から守るための唯一の方法が、排出事業者責任の遂行である、という大発想転換をすること。
 ⇒ 排出事業者責任の各事項を遂行すれば、廃棄物処理法の科は、受けないということである。例え、処理業者が不適正処理をしたとしても、医療機関の安心、安全が、保証されるのが、排出事業者責任である。
責務、責任を果たすという義務ではなく、以降に示す排出事業者責任の25項目について淡々と遂行するという、適正処理の王道といえるものである。
 このことが、処理業者の不法投棄や不適正処理の抑制にも繋がる。

発想転換の薦め 25項目

排出事業者責任は、責務や責任など義務ではありません。医療機関を不法投棄や不適正処理から守る唯一の方法です。以降で、大きく7つの項目/略、25項目の排出事業者責任の自己チェック表で示します。自分自身の生涯学習ともなります。これを淡々と行うことが不適正処理の抑制にも繋がります。

して項目を挙げ、実際の業務でなすべき各項目の解説内容の掲載回数を p5 に示してあります。

この自己評価の記入用は、本コラム欄トップ頁一覧の一番上に用意の「企業・医療関係機関等における排出事業者責任遂行の自己評価チェック表」で、排出事業者責任を遂行しているかどうかをご自分で判断が可能です。

		はい	どちらともいえない	いいえ
	図B 排出事業者責任の遂行の○付き数字に対応			
	廃棄物処理法：法律は法1、項はI、号は②、政令・施行令2、施行規則は規3で表す。25条～34条は罰則。月、年は慰役	4点	2点	1点
	I. 初期事項 p30 HPコラム一覽参照 ※法令・罰則			
1	C1. 廃棄物処理法の理念と排出事業者責任という考え方が成すべきことを理解しているか？（発想転換は？）			
2	2-1. 診療所であっても適切な処理計画を立てているか？（★多量排出者：産業廃棄物1,000t～、特管50t～は、計画・報告とも義務）			以下、法令に断りがないものは、その法令違反の罰則
3	-2. 明確な管理体制・役割分担表を作成しているか？			
4	-3. 上記の徹底・実践のための教育を行っているか？			
5	-4. ★特別管理産業廃棄物（以下、特管）管理責任者の設置、任務を遂行しているか？（講習会受講・院長代行；排出事業者責任の遂行係）			設置義務 法12の2 VIII /30万円
6	-5. 医療関係機関等を対象とした特管管理責任者講習会（◎6点）、または通常の特管管理責任者講習会（○4点）を受講したか？			★ 最重要事項 ◎ 重要事項 □ 参考資料

特に★印の付いている項目は**法令規定事項**であり1項目でも実行されていないものがあれば、**直ちに改善の必要**があります。自己評価チェックの表は、第1回アダモスセミナー講演〔2015（H27）年7月〕で初めて発表しました。2年後環境省は「**排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）**」付表 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト 2017（H29）年に発出しています。参考に比較してみてください。（<https://www.env.go.jp/hourei/add/k060.pdf>）

②	◎	C3-1. 優良処理業者の選定に当たって十分な検討をしたか？	はい	えとど	い
⑧	17	認定優良処理業者、産業廃棄物協会の加盟等の確認、処理業者との十分な面談・会社訪問等をしたか？	4点	いい	1点
⑫	8	-2. 処理業者決定の後も、廃棄物の相談、法令の改正など情報共有を始め、誠意ある関係を維持しているか？		以下・委託基準法12V 令6の2①② /3年300万円	
⑨	9	C4-1. 委託基準を理解し、★書面による正しい契約を締結したか？★許可ある処理業者に委託		・書面の契約令6の2④ /3年300万円	
	◎	10 -2. ★二者間契約の原則を理解し、これに基づいて行ったか？（収集運搬と中間処理は、各々の処理業者にそれぞれ契約を行う。両方を同じ処理業者が行う場合は、同一契約が良い。⇒契約は、宛先・処理業者別）		委託基準法12V 法12の2V /5年1千万円	
⑤	11	-3. ★契約以前に、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）は、廃棄物の内容をあらかじめ文書で処理業者に通知したか？WDS（廃棄物データシート）		あらかじめ文書は 令6の2① ・委託基準法12の2V① /3年300万円	
⑥	12	-4. ★契約以前に、許可証の内容を確認したか？（県庁、協会等に確認？事業に感染性廃棄物があるか？★契約書・許可証写しと共に5年保存）		・契約書等保存 令6の2④⑤ /3年300万円	
⑦	13	C5. 処理業者の良くない風潮、処理費が不当に安価などを調べたか？★注意義務遂行 ★処理困難通知への対応:14条13項		注意義務法19条の4,5,6⇒措置命令；原状回復等 状況把握義務・措置義務/報告 法12条の3Ⅷ	

Ⅱ.4 マニフェスト関連 廃棄物処理法規定と罰則 H29.3 廃棄物処理法改正H30.4施行

⑪	14	C6-1. ★マニフェストは、医療機関が交付しているか？		Ⅱ. 継続事項	罰則 2倍
◎	15	-2. 電子マニフェストを利用・管理しているか？（ここが“はい”なら、-3も“はい”）		以下 1年以下100万円以下に強化	
	16	-3. マニフェストの管理をしているか？（A票の控、B2票、D票、E票の回送の記載を確認、回送日付を「照合確認欄」に記載、綴っているか？★E票・最終処分・記載事項等の確認をしているか？★5年保存しているか？		管理票交付義務法12の3 /1年100万円 法定記載事項欠、虚偽記載 /1年100万円 ダイコー事件を受けて強化 最終他確認し保存義務 法12の3Ⅱ /1年100万円	
⑪	17	-4. ★マニフェストの返送期日を知っているか？期日に回送されない、法定記載事項等の不備は、★状況を調べ措置内容の報告することを知っているか？		回送無し・不備あれば措置義務・報告 法12の3Ⅷ /1年100万円	
	18	-5. ★マニフェスト年次報告書を作成し、期日に提出しているか？/紙マニのみ		報告義務 法12の3Ⅷ/勧告・命令 従わない⇒1年100万円	
⑪	19	-6. ★特管（感染性廃棄物）は、帳簿の記載・保存をしているか？〔現在 マニフェストで記載・保存を代行〕		帳簿記載保存義務 法12の2XⅣ /30万円	

◎「医療関係機関等における排出事業者責任遂行の自己評価チェック表」は、J&T環境のHP『**感染性医療廃棄物関連コラム一覧**』一番上からダウンロード可能です。

<https://www.it-kankyo.co.jp/business/products/incinerator/column.html>

III. 7 ① 感染性廃棄物定義 ② 感染のしくみ ③ 針刺し事故・防止策 ④ 分別・実例	
⑬	C7-1. 医療機関の施設内の処理に当り、特に針刺し事故防止に留意
⑭	★適切な分別と適正な容器使用を徹底しているか?
	不法行為 民法709条、業務上過失致死罪 刑法211条、債務不履行 民法415条
21	-2. 施設内の廃棄物について、★保管基準・表示を守っているか?
	特管保管基準違反 法12の2 II 規8の13 罰則無し
22	-3. 医療機関内から排出の★感染性廃棄物、感染性廃棄物以外の特管産業廃棄物、産業廃棄物等の分別表を作成、周知しているか?
⑧2	◎ 中間処理法の特性を基に分別
23	-4. 感染・感染症と感染性廃棄物について理解しているか? 針刺し事故防止に努めているか?
24	-5. B型肝炎ワクチンを接種しているか?
25	-6. 針刺し事故を含めた廃棄物のマニュアルを用意しているか?
	業務上過失必要な注意を怠りよって人を死傷させたものは/5年 100万円
	C7-1に準ずる
	安全配慮義務違反 契約上の義務/生命身体・財産を傷付けてはならない
	“はい”の回答数×4 “どちらともいえない”の回答数×2 “いいえ”の回答数×1 (2-5のみ◎ 6点)
	合計点数
	えとど い は なもち い い い い え
	17 は い い え
	4点 2点 1点
	民法709条:①故意・過失によって②他人の権利/法律上保護される利益を侵害したものは→生じた損害を賠償する義務を負う
	80点以上 優秀に遂行 70~79点 良 60~69点 普通 60点未満 早急の改善が必要 (遂行度をみる目安です)
	1つでも欠けていれば直ちに改善

排出事業者責任の実際としてなすべき事項解説（主なるもの抜粋/法令は別途）

106回 H30.6 III.排出事業者責任の実際 1 正しい理解となすべきこと。特別管理産業廃棄物管理責任者講習会無受講、排出事業者責任とは。107回 排出事業者責任遂行大項目7項と16項目、具体的25項目 解説/考え方。108回 具体的25項目解説 処理計画立案と管理体制 例示。109回 適切な管理体制/リスクマネジメント/管理サイクル。110回 適正処理のための廃棄物教育 1 確実な廃棄物教育を一人の教育不足が罪となるか? 112回 // の廃棄物教育 2 // - 最低限の知識は学ぶべき。113回 // 廃棄物教育 3 // - 正しい知識を広げて。114回 // の廃棄物教育 4 特別管理産業廃棄物管理責任者-教育と責務。116回 適正処理のための委託基準 1 適正処理への経緯と委託基準とは。117回 // 2 許可 許可ある業者に委託する 1 許可の種類と確認。118回 // 3 積替え保管、許可権者他。119回 // 4 許可の種類と内容の違い、J & T環境(株)における許可の現状 付;わが国許可件数他の現状;環境省。120回 // 5 契約と契約書の基本事項 1 6つの委託基準、契約 6原則。121回 // 6 2 許可の確認 許可証見本。122回 // 7 // 3 委託基準・書面の契約。123回 // 8 // 4 委託基準・二者間契約。124回 // 9 // 5 委託処理に移行への経緯。125回 // 10 // 6 契約書/法令記載事項 1。126回 // 11 // 6 契約書/法令記載事項 2 アスベスト他。127回 トピックス 新型コロナウイルス流行と感染性廃棄物への対応その1[コロナ参考]

※本サイトは閉じます。必要な過去分はお問い合わせフォームからお願いします。

おわりに 感染と感染性廃棄物のABCは、2009(H21)年9月よりスタートしました本シリーズも終わりを迎えることとなりました。十分な解説に至らずお詫びいたします。ご利用いただいた方々、並びに10年余の連載にご尽力いただいた旧TRP、J & T環境(株)関係者の方々には深く感謝する次第です。